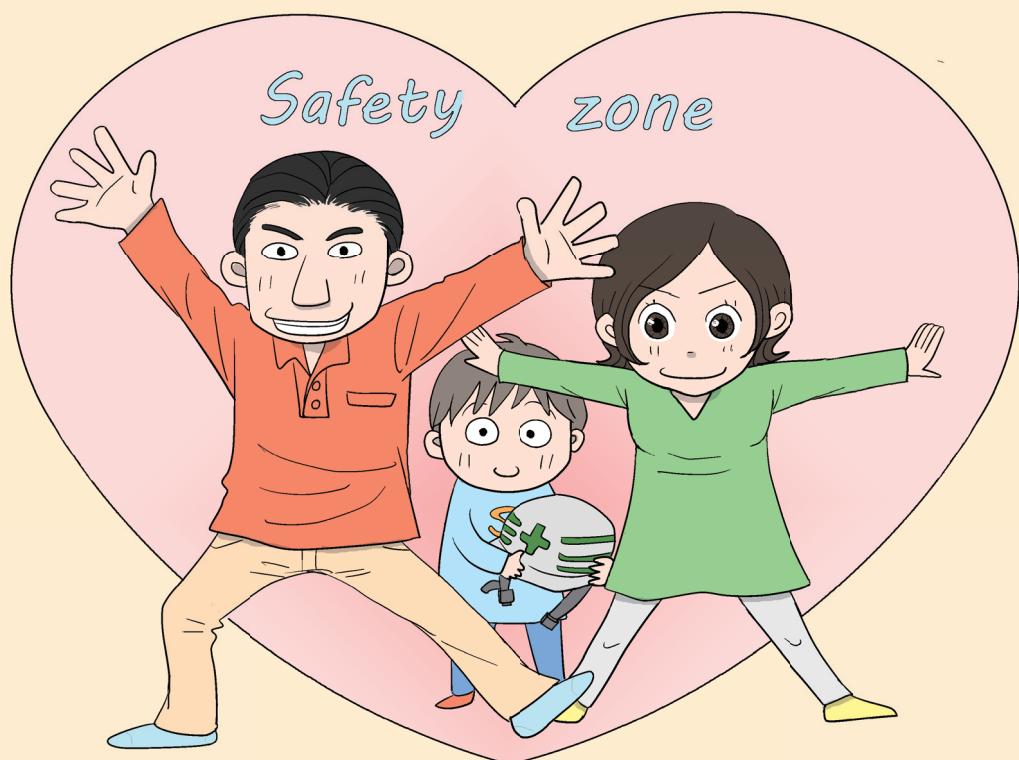


今すぐ！

家庭でできる いじめ対策ハンドブック



公益社団法人 日本PTA全国協議会

CONTENTS

・ごあいさつ	1
【公益社団法人 日本PTA全国協議会 会長 寺本 充】	
・いじめ防止のために大人ができること、やるべきこと …	2 - 3
【鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長 阿形 恒秀】	
・いじめの定義変遷	4
・いじめ認知件数の変遷	5
・子どもたちの変化に気付いていますか？	6
・今すぐ家庭でできる 3 つのポイント	7
・保護者の皆様へ	8
・日Pのいじめ対策への取組	9
・いざ当事者にならうすればいい？	10-11
・〔資料〕 いじめ防止支援機構	12
・全国共通各種相談窓口	14

表紙・イラスト 青沼貴子

ごあいさつ

公益社団法人日本PTA全国協議会
会長 寺本 充

日頃より、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下、日本PTA）の諸活動に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本PTAは、教育を本旨とし、特定の政党や宗教に偏ることなく、小学校及び中学校におけるPTA活動を通して、わが国における社会教育、家庭教育の充実に努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、児童・生徒の健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与することを綱領に掲げた日本最大の社会教育関係団体として様々な活動を行ってきました。

社会の進展は、価値観の多様化、子どもたちを取り巻く家庭環境、学校環境、社会（地域）環境などに影響を与え、様々な問題点も指摘されておりますが、特に近年の『いじめ』問題は、尊い命を失う事案が発生するなど大きな社会問題となっています。

平成23年10月、大津市で発生した中学生の自殺の原因はいじめにあるとされました。子どもの命が自死によって失われたことを重要視した日本PTAは、平成24年7月に『いじめ問題への適切な取組について』の要望書を文部科学大臣に提出し、学校・行政のより一層の適切な取組や保護者・地域との連携の強化など、効果のある措置を講じるよう要請するとともに、各地方協議会には『いじめ根絶』と『いのちの尊さ』の再確認と周知をしました。

こうした取組は、平成25年6月28日に成立した「いじめ防止対策推進法」（以下、法）が9月に施行され、国や地方自治体における「いじめ防止基本方針」策定や「いじめ問題対策連絡協議会」設置という運びとなりました。また、日本PTAは文部科学省の「いじめ防止対策連絡協議会」に委員を輩出し、実効的な対策を講じるよう提言を継続とともに、平成27年度の日本PTA総務委員会が取りまとめた「いじめ対策に関する保護者向けハンドブック」を全国の協議会に配布、ホームページへの掲載、政府のインターネットテレビへ会長が出演するなど、法の第9条に定められた『保護者の責務』の周知・確認と、保護者（家庭）が果たすべき役割等について啓発をしています。

『いじめ』の定義の周知や正しい認識により認知件数が把握されるといった一定の成果を得ておりますが、昨今は、スマホ・ゲーム機器等でインターネット、SNSなどを使った『ネットいじめ』が増加しており、保護者間のいじめ等も子どもたちに影響を及ぼすなど『いじめ』は陰湿化、巧妙化、潜在化していることから、私たち大人が率先連携して悪質化するいじめを防ぐことが急務です。

日本PTAは、いじめ問題に関して特色ある取組を行っている4大学（宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学）が、文部科学省の特別プロジェクトとして実施しているB Pプロジェクト（いじめ防止支援プロジェクト：12ページ参照）の協力団体となり、いじめ問題改善のための取組を開始し、全国大会をはじめとする各種事業等でも情報発信していく予定です。

次代を担う子どもたちの心豊かで健やかな成長を願い、このたびもこのハンドブックを改定作成いたしました。子どもたちと大人の笑顔が広がる一助となりますよう、皆様のご活用ご協力をお願いいたします。おわりに、作成・執筆にご協力いただきましたすべての皆様に感謝申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

いじめ防止のために 大人ができること、やるべきこと

鳴門教育大学 いじめ防止支援機構長 阿形 恒秀

◆いじめ防止対策推進法によるいじめの定義とは…

いじめ防止対策推進法（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法では、簡単に言えば、児童生徒が他の児童生徒との人間関係において苦痛を感じたらいじめであると定義されました。ちなみに、諸外国のいじめ研究では、いじめの定義について、「被害者の苦痛」に加えて、「加害者の攻撃的意図」「力の不均衡」「反復的要素」などの条件が共通してあげられています。ですから、日本の法律の定義は、最も広い定義を採用したということになります。その理由は、本来いじめは把握することがとても難しく、加害者が認めようとしないこともしばしばあるので、いじめ被害を見落とすこと・見逃すことを何としても避けたいという強い思いがあったからです。そのことを私たち大人は、今一度、認識しておくことが大切だと思います。

◆いじめであるかどうかだけに焦点を合わせるのではなく…

しかしながら、「相手が苦痛を感じたらいじめだ」という定義は、場合によれば子どもたちには（あるいは保護者には）納得しがたいこともあるだろうと思われます。学校がいじめと判断したということは、一方を被害者、一方を加害者と認定したことを意味するわけです。けれども、大人もそうですが、人間関係上のトラブルは、一方に本当に何の悪意がなくとも（場合によっては善意からも）生じるものですね。あるいは、人間関係上のトラブルは、双方の関係性の在り方に問題がある（一方だけが悪いのではなく両側から越えていくことが必要となる）ことも少なくありませんね。

ですので、法の定義を盾にとって、大人（教師・親）が子どもにいじめであることを認めさせ、反省させようすることには無理があるケースもあると思われます。

そもそも、いじめ防止対策推進法は誰に対して書かれた法律であるか考えてみますと、名宛人は第4条は「児童等」、第9条は「保護者」となっていますが、それ

以外はほとんど、国・地方公共団体・学校です。つまり、この法律は、教育委員会や学校等がいじめ問題を適切に把握し適切に対応するための「いじめ対策」の明確化を主眼としたものだということです。したがって、対策の問題としてではなく教育・しつけの問題として、大人が子どもに、いじめ問題をはじめとする人間関係の難しさを考えさせる際には、法の定義やいじめであるかどうかの判定はむしろ脇に置き、当該の子どもたちの間で起きている事実に具体的に丁寧に踏み込んで考えさせる関わりが必要になるでしょう。

福島から避難した児童が多額の金銭を要求された事件がありました。「相手がくれたから…」と弁解する子どもに対し、ある弁護士さんが「じゃ、どうしてくれたと思う？」と問うと、「…ぼくたちが怖かったからだと思う」と答えたそうです。法の定義を持ち出しいじめだと指摘するだけの対応では、決してこんな言葉は出てこなかつたのではないかでしょうか。

◆大人の介入を快く思わない子どもの心を理解したうえで…

大人（教師・親）が子どものいじめ被害・加害の芽をいち早くキャッチすることはとても大切なことです。けれども、それは決して簡単なことではありません。特に小学校高学年から中学校・高校時代の児童生徒は、「同世代の仲間関係を作る」という問題と「大人から自立する」という問題の難しい連立方程式を解くことが求められます。前者の「仲間関係」の課題に直面しているからこそ、仲間から外されることの苦痛は深刻なものとなります（大人の職場でのトラブル等とは質が異なります）。しかも、後者の「自立」の課題にも直面しているので、仲間とのトラブルに大人が介入することを快く思いません。だから、児童生徒は、「わかって欲しい（助けて欲しい）」と「知られたくない（手を出して欲しくない）」の葛藤を抱えているものなのです。したがって、子どもが発する「シグナル」「サイン」は、注意して見ないとわからないものですし、また、学校で見せる顔と家庭で見せる顔は異なることが多いので、教師と保護者の連携が何よりも大切になります。

人間関係の難しさと大切さは、人間社会にとって永遠のテーマであるはずです。であるなら、大人（教師・親）が子どもといじめ問題を考える際に、大人が子どもの世界を「どう管理するかという関わり方」ではなく、大人と子どもが、建て前や綺麗ごとではなく、人間の心の闇から目をそらさずに、人と人が共に生きることの意味を本気で「共に考えるという関わり方」に至るところにこそ、いじめ問題の本当の解決の方向性が見えてくるのではないかでしょうか。

いじめの定義の変遷

そもそも「いじめ」とは、どの様な状況の事をさすのでしょうか？

平成18年度以前の
問題行動等調査の
定義

自分より弱いものに対して一方的に、
身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
相手が深刻な苦痛を感じているもの



平成18年度以降の
問題行動等調査の
定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの



いじめ防止対策
推進法(平成25年
度)の定義

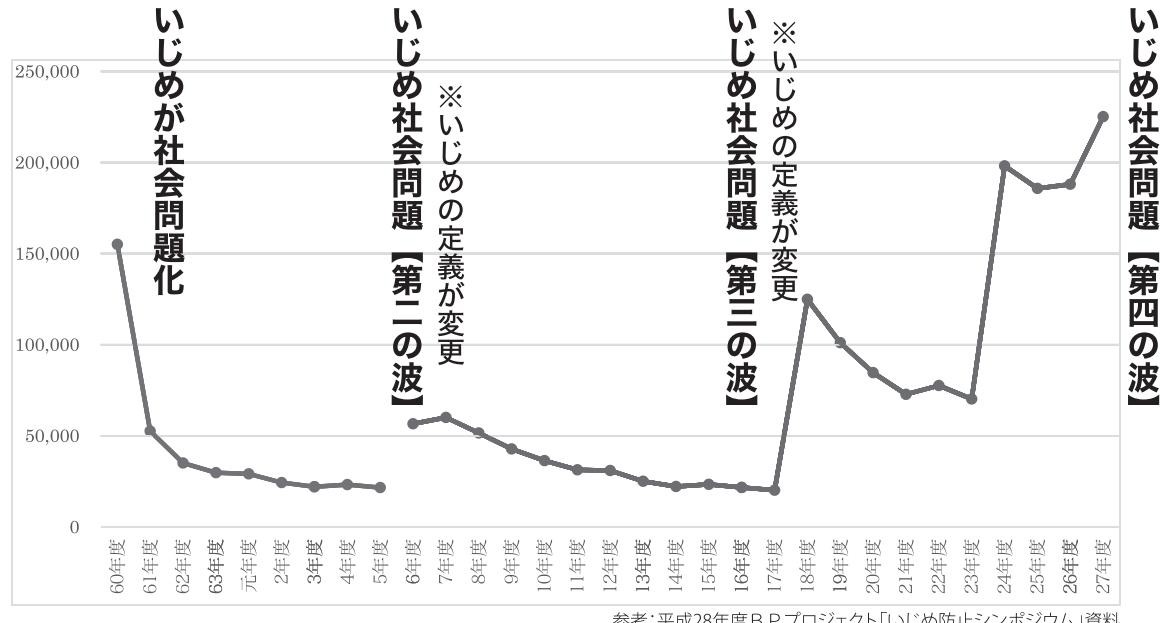
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行動（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの

POINT

いじめられた子どもが
苦痛を感じたら「いじめ」となる

注：問題行動等調査…文部科学省が全国の学校や教育委員会を対象に毎年実施している
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

いじめ認知件数の変遷



参考:平成28年度B Pプロジェクト「いじめ防止シンポジウム」資料

いじめの認知件数は、いじめの定義が変更になるたびに上がる

POINT

いじめ認知件数が多いということは、
いじめの発見・解決に真摯に向き合い対応をしているあらわれ

都道府県別 いじめ認知件数等

都道府県	小学校	中学校	千人当たりの認知件数	都道府県		小学校	中学校	千人当たりの認知件数
				小学校	中学校			
1 北海道	3,489	1,735	11.3	25 滋賀県	1,732	792	15.7	
2 青森県	614	486	8.8	26 京都府	21,631	3,052	92.0	
3 岩手県	2,316	776	24.5	27 大阪府	7,481	2,429	10.8	
4 宮城県	14,613	2,782	70.8	28 兵庫県	3,812	2,502	11.3	
5 秋田県	976	514	17.8	29 奈良県	2,712	1,274	27.3	
6 山形県	3,684	1,494	48.4	30 和歌山県	2,353	456	27.6	
7 福島県	650	470	5.8	31 鳥取県	270	179	8.7	
8 茨城県	4,853	2,064	21.1	32 島根県	537	306	13.0	
9 栃木県	1,645	1,131	13.6	33 岡山県	621	306	6.7	
10 群馬県	1,055	474	8.7	34 広島県	796	615	5.1	
11 埼玉県	2,870	1,660	6.2	35 山口県	1,560	839	17.2	
12 千葉県	22,563	6,588	45.6	36 徳島県	970	462	19.3	
13 東京都	3,610	2,971	5.4	37 香川県	215	184	4.5	
14 神奈川県	5,264	2,702	9.0	38 愛媛県	1,727	852	18.0	
15 新潟県	1,705	1,147	12.5	39 高知県	776	434	18.2	
16 富山県	507	420	8.8	40 福岡県	1,783	972	5.3	
17 石川県	531	269	7.3	41 佐賀県	192	177	4.5	
18 福井県	472	262	9.4	42 長崎県	1,237	528	13.0	
19 山梨県	1,665	968	29.1	43 熊本県	1,308	704	12.1	
20 長野県	823	625	6.5	44 大分県	2,947	700	29.9	
21 岐阜県	2,027	1,176	15.4	45 宮崎県	4,569	1,329	47.2	
22 静岡県	3,373	2,113	13.7	46 鹿児島県	3,276	1,869	31.3	
23 愛知県	7,504	4,428	15.2	47 沖縄県	1,491	576	11.5	
24 三重県	887	523	7.6	合計	151,692	59,502	16.5	

文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成27年度)より抜粋

子どもの変化に気付いていますか？

もし自分の子どもがいじめにあっていたら…

もし自分の子どもがいじめをしていたら…



急に学校へ行きたくないといいました



買い与えていないゲームで遊んでいる



スマホを見て泣いている



親（大人）の知らない
お金を持っている

だれに相談すればいい
んだろうか？

もしかして誰かを
いじめているかも



POINT

ひとりで悩まずに
まずは先生に相談してみましょう！

今すぐ家庭でできる3つのポイント！

家庭で大人が先生や他の人の悪口を言っていないませんか？



人の悪口を言わない大人！

家庭で学校の話をきいていますか？
子どものシグナルに気づいていますか？



子どもの変化に気づく大人！

うちの子にかぎって、と思っていませんか？
子どもの言い分だけをきいていませんか？



ダメなものはダメと言える大人！

POINT

「ふわふわ言葉」を使ってみよう！

低学年の児童にもわかりやすいように、相手の気持ちを考えた言葉を「ふわふわ言葉」、
相手の気持ちを傷つける言葉を「チクチク言葉」と言います

- ふわふわ言葉：あいがとう！上手だね！すごいね！嬉しいね！
- チクチク言葉：早く並べ！静かにしろ！そんなこともわからないの？

保護者の皆様へ

◆子どもたちの健やかな成長を願って

いじめ問題については、保護者の理解や協力が必要であり、学校と地域が連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。
いじめの定義は社会環境などの変化に伴い、変化してきました。

～いじめ防止対策推進法からの概略～

「いじめ」とは、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものです。(いじめか否かの判断は、いじめられる側の感じ方を尊重します。)

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導センター　いじめ追跡調査2013-2015の小中学生への6年間のいじめの追跡調査によると、「仲間はずれ、無視、陰口」をされた経験がある、した経験があるはいずれも9割としています。つまり、双方になり得ること、いじめはどこにでもあるという事実認識が必要です。

◆いじめの認知件数について

いじめはどこにでもあり、子どもの日常にあることを考えますと、早期に認知することが大切です。P5にあるように、いじめを積極的に認知するよう通知されましたが、都道府県により取組の開きがあるのが現状です。様々な背景を考えられますが、学校現場において先生が早期にいじめを認知することがその改善につながることを、保護者もその取り組みに理解を示すことが重要です。地域も含め社会総がかりで意識改革を行い、まさに協働し改善に取り組む必要性があります。

◆いじめ対策問題に対する保護者の責務

小中学生の子どもたちは、多くの時間を学校で過ごしますので、学校においていじめ問題に直面することも少なくない事実です。ここに関しては学校も総がかりで早期発見・認知・対策・改善と動いています。又保護者の理解・協力も欠かせないのも当然のことです。
社会環境が複雑化している中で、スマホ等でSNSを利用し、大人の目の届かない空間でいじめが行われているのも近年の特徴です。

先ずは、家庭で子どもと向き合い正しい教育を行う事が最優先です。
事案にもよりますが、家庭での保護者の責務を棚上げし、学校の責任にすることはあってはならない事です。

教育基本法（家庭教育）第十条では以下のように保護者の責務を法律で定めています。

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活の為に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする

更に、いじめ防止対策推進法でも第9条に「保護者の責務」として以下のように定めています。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いずれも、保護者の責務を明確にし、法令化していますが、法律で定める定めない以前に自身の子どもはその責任においていじめを行わないように「家庭」で指導していく責任があります。又いじめられた場合も子どもを守らなければなりません。

日本PTAいじめ対策への取組

1985年（昭和60年）　社会背景：お葬式ごっこが社会問題化

- ・「いじめ」ラブ・クリーン運動
深刻化する「いじめ」行為を父母と教師と地域住民のひたむきな愛情で一層する運動。
①家庭教育の見直し
②「いじめ」や生徒指導について、学級・学年、地区懇談会などを開催する
③「いじめ」について、学校・教師が一丸となり、積極的に取り組むことを求める（11月）

1995年（平成7年）　社会背景：愛知県西尾市中学生いじめ自殺事件

- ・いじめによる自殺に対する緊急アピール

1996年（平成8年）　社会背景：児童生徒の自殺が相次ぐ

- ・いじめ対策について緊急セミナー開催（神戸市）
- ・いじめ問題について文部大臣と日本PTA全国協議会会長（当時）が対談

2006年（平成18年）　社会背景：福岡中2いじめ自殺事件

- ・「いじめ根絶と命の尊さを訴える」緊急アピール

2012年（平成24年）　社会背景：大津市中2いじめ自殺事件

- ・いじめ対策検討委員会が発足
- ・（文部大臣）いじめ問題への適切な取組について（お願い）
- ・いじめ根絶と命の大切さを訴える5か条のメッセージを発出

2013年（平成25年）

- ・いじめ防止対策推進法制定に向け、各関係機関に働きかけをする
- ・いじめ防止対策推進法施行後、「地方いじめ防止基本方針」策定、「いじめ問題対策連絡協議会」設置を呼びかけながらレビュー（評価点検）を開始する

2014年（平成26年）

- ・定時総会においていじめ問題に関する講演を開催
- ・総務委員会において、いじめ問題に対する保護者の対応の在り方について協議を開始

2015年（平成27年）

- ・保護者向けハンドブックを発行

2016年（平成28年）

- ・B Pプロジェクト（いじめ防止支援プロジェクト）に参加

2017年（平成29年）

- ・日本PTA全国研究大会仙台大会において、いじめ問題に取り組んだ分科会を開催

いざ当事者になつたらどうすればいい？

お子さんの様子がおかしいな？と思った時は…

①まずは深呼吸して状況を把握しましょう

感情的になってしまっては、お子さんが頑なになってしまいます。
問い合わせたりせず、何よりもお子さんの気持ちを最優先させましょう。

【いじめられている？】

- 身体の見えない所にケガをしていたり、アザがあつたりしませんか？
- 物が壊されたり、無くなっていたりしませんか？
- 頻繁にお小遣いをねだったり、財布からお金がなくなったりしていませんか？
- 表情が暗くなっていますか？
- 学校に行きたくないと言っていますか？
- 成績が急に下がったりしていませんか？

【いじめている？】

- 買い与えていないものを持っていますか？
- 保護者や大人の知らないお金を持っていますか？
- 誰かとひそひそと電話することがありますか？
- 言葉や行動が乱暴になったりしていませんか？

要注意 POINT

- ✗ **いじめられている子に「だからいじめられるんだ！」とさらに追い詰める**
もう十分傷ついているお子さん的心をさらに傷つけてしまいます。
親に相談しても無駄だと判断され、二度と相談してくれなくなる可能性があります
- ✗ **相手の家にすぐに苦情を言いに行く**
事実確認をしてからのはうが良いでしょう。また、お子さんはその報復を恐れています、さらにいじめが助長される可能性があるため、お子さんの気持ちをまず聞きましょう
- ✗ **すぐに教育委員会に電話する**
まずは学校と話しあうことが問題解決への糸口です。

②お子さんの気持ちを聞きましょう

【いじめられている場合】

お子さんは親に心配をかけたくないという気持ちが大きく、「自分がいじめられているという事実」を言えません。自分の尊厳を守るためにも詳細を口に出すことができない場合があります。また、親に言うことでさらにいじめがひどくなる恐れもあるため、なかなか言えないことが多いでしょう。

問い合わせたりせず、子どもから話せる雰囲気作りが大切です。その際、まずは相手を問い合わせたりせず、子どもが「自分の気持ちを話す」こと、そして「どうしたいのか」をまず聞き出すことが大切です。傷が深ければ深いほど、一度では心が開かないかもしれません。根気よく、「まずはあなたが大事」「絶対に守るよ」という気持ちを伝え安心させてあげてください。

【いじめている場合】

1. 事実確認しよう

「まさか」という先入観を捨て親しい友人として名前の挙がる同級生や、信頼のおける他の保護者の方にも話を聞いてみましょう。客観的な事実を聞くことで感情的にならずに「何をするべきなのか」解決への最善の道を選べます

2. 本人の気持ちを聞こう

問い合わせるのではなく、「どうしていじめたのか」気持ちを引き出します。それが些細なことであっても、人を傷つける行為はいけないことを優しく諭しましょう。

いじめる子どもは、不安感や恐怖感を抱えている場合が多いです。その不安をどうやって処理したら良いのか分からず、それが他者への攻撃性となって表れていることが多いのです。

POINT

まずはお子さんの安全確保と心を守ることを最優先しましょう、本人の意思を確認して、担任の先生だけでなく担当主任の先生や校長・教頭先生にも立ち会って頂きましょう。PTAにも事実を伝え、協力をお願いしてみましょう。学校・保護者が一体となり解決に向けた道筋を模索していきましょう。

万が一、学校とのやりとりだけでは解決ができない場合…

- ・暴力を伴う場合は、安全確保のために警察に相談
- ・教育委員会に相談
- ・全国の様々な相談窓口を利用する

➡ **14ページへ**

いじめ防止に向けた地域に根ざした教員養成・研修の充実と支援の全国への拡大

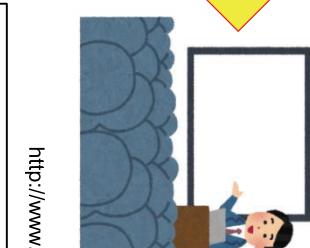
平成29年度は、「いじめ防止支援機構(BP-CORE)」を更に機能強化し、SNS、LGBTを含む現代事情に即した対策内容を強化するとともに国立教育政策研究所等に加え、(公社)日本PTA全国協議会との連携により成果を保護者に寄与するほか、事業成果を学士課程のいじめ防止に係る授業に活用する。

BPプロジェクト (いじめ防止支援プロジェクト)

シンポジウム・Web
での成果発信

BPホームページ

<http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>



○連携大学の連携協働ネットワークを生かし、研究会（勉強会）を行い、各大学が蓄積した実践・研究の成果と本プロジェクトの実績・成果を踏まえ、いじめ防止の新たな研修コンテンツの開発・推進を目指す。

教育委員会と連携した
現職教員研修コンテンツの構築



「いじめ防止支援機構
(BP-CORE)」
現職教員研修の推進

現代事情に即した
SNSやLGBT等
に関連した
いじめ問題対策の
強化



シンポジウム・Web
での成果発信

BPホームページ

<http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>



○連携大学の連携協働ネットワークを生かし、研究会（勉強会）を行い、各大学が蓄積した実践・研究の成果と本プロジェクトの実績・成果を踏まえ、いじめ防止の新たな研修コンテンツの開発・推進を目指す。

教育委員会と連携した
現職教員研修コンテンツの構築



「いじめ防止支援機構
(BP-CORE)」
現職教員研修の推進

現代事情に即した
SNSやLGBT等
に関連した
いじめ問題対策の
強化

●参考文献

- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/02/1382696.htm

●協力

- ・鳴門教育大学
<http://www.naruto-u.ac.jp/>
- ・B P プロジェクト（構成大学：宮城教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学）
<http://www.naruto-u.ac.jp/research/bpproject/>

●編集委員

尾上 浩一（公益社団法人	日本PTA全国協議会	顧問）
寺本 充（公益社団法人	日本PTA全国協議会	会長）
東川 勝哉（公益社団法人	日本PTA全国協議会	副会長）
高尾 展明（公益社団法人	日本PTA全国協議会	専務理事、事務局長）
齋藤 芳尚（公益社団法人	日本PTA全国協議会	常務理事）
佐藤 秀行（公益社団法人	日本PTA全国協議会	理事）
西村 澄子（公益社団法人	日本PTA全国協議会	元常務理事）
原口 美穂（公益社団法人	日本PTA全国協議会	事務局総務主幹）

※この本の売上は日本PTAの事業活動に使われます

平成29年 今すぐ家庭でできるいじめ対策ハンドブック

公益社団法人日本PTA全国協議会

〒107-0052 東京都港区赤坂7-5-38

電話 03-5545-7151

発行 平成29年6月

無許可で複製することを禁じます

定価100円+税

全国共通各種相談窓口

皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口です。
一人で苦しまず、ぜひ利用して、話をしてみてください。

●児童相談所全国共通ダイヤル

189
いち はや く

お近くの児童相談所につながります

●24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

(なやみ言あう)

●子どもの人権110番

0120-007-110

平日 午前8時30分～午後5時15分

●チャイルドライン 18才までの子どもがかける電話

0120-99-7777

月～土 午後4時～9時

●都道府県警察少年相談窓口

[http://www.npa.go.jp/higaisya/
shien/torikumi/madoguchi.htm](http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm)